

令和8年度 教育・保育給付認定申請の案内及び 村田町保育所等入所申込案内



保育所とは

保護者が仕事や病気等の理由で家庭において保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

申込期間

令和7年 10月1日（水）から 10月31日（金）まで
(土・日・祝日を除きます)

申込場所

現在保育所へ入所されている方：村田保育所
新規申し込みの方：村田町役場子育て支援課

お問合せ先

子育て支援課 ☎ 0224-83-6405

村田町

目 次

1. 教育・保育給付認定について	1
教育・保育給付認定 ⇒ 保育の必要性の認定を受けます	1
保育の必要量	2
保育標準時間・保育短時間と延長保育の関係	3
土曜日保育について	4
保育所等(2号・3号認定)の利用者負担(保育料)について	4
町外保育施設等を希望する保護者の方	6
2. 保育所等へ入所するには	7
申し込みから入所決定までの流れ	7
提出書類について	8
入所できる期間	9
村田町に転入予定の方の申込について	9
令和8年5月以降入所の申込受付について	9
入所審査基準について	10
待機児童となった場合	12
申請書等の内容に変更があった場合	13
育児休業中の在園児の継続利用について	13
保育所等一覧	14

1. 教育・保育給付認定について



【教育・保育給付認定 ⇒ 保育の必要性の認定を受けます】

子ども子育て支援制度で保育所・幼稚園等の利用を希望する場合は、『教育・保育給付認定申請』をして、利用のための「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。

認定が必要な方は、『教育・保育給付認定申請書兼保育施設等入所申込書』をご提出ください。後日、『支給認定証』を交付します。

【給付を受けるための3つの認定区分】

区分	年齢	就労形態の一例	保育の必要性	利用できる施設など
1号認定	3歳～5歳	父親 フルタイム 母親 専業主婦 (月48時間未満の就労)	なし	「施設型給付」 幼稚園 ※認定子ども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	父親 フルタイム 母親 フルタイム (月48時間以上の就労)	あり	「施設型給付」 保育所 ※認定子ども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	父親 フルタイム 母親 フルタイム (月48時間以上の就労)	あり	「施設型給付」 保育所 ※認定子ども園（保育所部分） 「地域型保育」 家庭的保育事業 ※小規模保育事業 等

※印は、現在村田町に無い施設です。



2号・3号給付認定申請する方は次のページのア・イ・ウを確認ください。



ア 保育を必要とする事由

①就労	保護者が月48時間以上の仕事をすることにより、保育できない場合
②妊娠・出産	保護者が妊娠・出産により、保育できない場合 ※入所期間は、産前産後各2か月以内の必要な期間のみ
③保護者の疾病・障がい	保護者が病気、負傷または心身に障がいがあるため、保育できない場合
④親族の介護・看護	家族に長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいるため、保護者が常時の看護・介護により、保育できない場合
⑤災害復旧	火災、風水害や地震等によりその居住等が損害を受けたため、復旧の間、保育できない場合
⑥求職活動	保護者が求職活動をすることにより、保育できない場合 ※求職活動による入所期間は3か月以内です。
⑦就学	保護者が就学（職業訓練学校等を含む）することにより保育できない場合
⑧虐待やDV等により、児童の健全な成長が阻害されるおそれがある場合	
⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	※次年度に小学校入学を控えている児童、または、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合は、待機児童がない場合に限り継続利用が認められることがあります。
⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合	

※入所中であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、退所となります。

イ 保育の利用時間について

【保育の必要量】

⇒就労等の事由で保育を利用する場合、次のいずれかの利用時間となります。また、支給認定の「保育標準時間」・「保育短時間」の利用時間は町で認定します。

①「保育標準時間」利用・・・保護者のフルタイム就労等を想定した利用時間

※保護者のいずれも1か月当たり実働120時間以上

例) 1日6時間、週5日勤務 等

②「保育短時間」利用・・・保護者の両方またはいずれかがパートタイム就労等（短時間就労等）

を想定した利用時間（1日最長8時間の中で必要となる保育時間）

※保護者のいずれかが1か月当たり実働48時間以上

例) 1日3時間、週4日勤務 等

※ 保育を必要となる事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行い、「妊娠・出産」「保護者の疾病、障がい」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」については、「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。また、「求職活動」「育児休業取得」については、その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育短時間」利用の認定とします。

【保育標準時間・保育短時間と延長保育の関係】

保育の必要量により、利用可能時間が「保育標準時間」か「保育短時間」のどちらかに決まります。また、「保育短時間」の認定を受けた方は利用可能時間を超える場合には、延長保育を利用することができます。



《例》

【保育時間の区分】

[保育標準時間]

7:15

18:15

利用可能な時間 11時間

[保育短時間]

7:15

8:00

16:00

18:15

延長保育

利用可能な時間 8時間

延長保育

<保育短時間に認定された保護者の方>

就労時間や家庭の状況等によりやむを得ない事情で決められた保育時間内に送迎ができないと認められた場合は、延長保育時間内で延長保育を行います。

※ 入所当初に実施する慣らし保育期間中及び育児休業中の利用の方は、延長保育は利用できません。

※ 延長保育を利用した場合の延長保育料は無料です。（※村田保育所以外は、入所する保育所等へご確認ください。）

ウ 「優先利用」への該当の有無

①～⑨に該当する場合は、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ④ 障がい児（者）がいる世帯
- ⑤ 多子世帯（未就学児が3人以上の世帯）
- ⑥ 保護者が保育士として勤務している又は勤務予定の場合
- ⑦ 弟兄が同時に入所を希望している場合
(3～5歳児で村田幼稚園へ通う兄弟も同時入所とみなします)
- ⑧ 家庭の災害の場合（火災・風水害等でその復旧にあたっている世帯）
- ⑨ 町長が特に調整の必要があると認める場合

【土曜日保育について】

- ① 土曜日保育に登録できるお子さんは・・・
両親、同居している祖父母・家族全員が土曜日仕事のため保育が必要な場合のみ
- ② 登録申し込みは・・・
土曜日保育登録申請書・土曜就労証明書（ご家族全員分）を提出
※登録制ですので、急な出勤や、私的要件（買い物・外出・習い事・学校行事等）での預かりはできません
- ③ 給食は・・・
平日保育同様に提供します。

【保育所等(2号・3号認定)の利用者負担(保育料)について】

○歳児～2歳児…保育料（給食費も含まれます）

- ◇ 利用者負担額（保育料）は、市町村民税の課税状況に応じて決定されます。
- 保育料は、父母の課税状況の合算に基づき算定します（保育料徴収基準額表（5ページ））。ひとり親世帯やご兄弟がいる場合など、保育料が軽減される場合があります。
- 保護者（父母）の市町村民税額が非課税であり、祖父母等と同居している場合は、所得が高い同居者（家計の主宰者）の市町村民税所得割額を算定の対象とします。
※住民票上の世帯分離をすることにより、保育料が変更となることはありません。
- 世帯状況の変更や課税額に変更額があった場合は、速やかに子育て支援課へご連絡のうえ、変更届を提出して下さい。保育料が変更となる場合があります。
- 保育料算定のため、毎年の確定申告又は年末調整を必ず行って下さい。

3歳児～5歳児

- ◇ 幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料です。

～保育料徴収基準額表（0歳児から2歳児クラス）～

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育必要量の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯 ひとり親世帯等	10,000円 0円	9,800円 0円
C2	48,600円未満 ひとり親世帯等	13,400円 5,000円	13,200円 5,000円
C3	60,700円未満 ひとり親世帯等	15,400円 6,000円	15,000円 6,000円
C4	72,800円未満 ひとり親世帯等	19,400円 8,000円	19,000円 8,000円
C5	77,101円未満（ひとり親世帯等） 84,900円未満	8,000円 21,300円	8,000円 20,900円
C6	97,000円未満	23,200円	22,800円
C7	115,000円未満	30,000円	29,400円
C8	133,000円未満	35,000円	34,400円
C9	151,000円未満	36,000円	35,400円
C10	169,000円未満	43,000円	42,400円
C11	213,000円未満	47,000円	46,100円
C12	257,000円未満	51,000円	50,100円
C13	301,000円未満	55,000円	54,100円
C14	301,000円以上	60,000円	59,000円

- ◎市町村民税所得割額は、父母の合算された額となります。また、父母が非課税で、同居している祖父母等がいる場合は、所得が高い同居者の市町村民税所得割額を算定の対象とします。
- ◎市町村民税所得割額は、税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）前の所得割額です。

ひとり親世帯等の保育料軽減

○児童の属する世帯が次に掲げる世帯に該当し、階層区分がC1～C5の一部（所得割課税額77,101円未満）に認定された場合は、保育料が軽減されます。

（1）ひとり親世帯等

（2）次に掲げる在宅障がい児（者）世帯

　ア．身体障がい者　　イ．知的障がい者

　ウ．精神障がい者　　エ．障がい児（者）年金等受給者

（3）納入義務者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

多子世帯の保育料軽減

○Cの各階層における同一世帯から2人以上の就学前児童が複数人同時に、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を利用している場合において、2人目以降についての徴収金は次表第2欄により計算して得た額となります。

第1欄	第2欄
1人目	保育料徴収基準額表に定める額
2人目	当該児童の徴収基準額×0.5
3人目以降	0円

○均等割のみ課税～所得割課税額が57,700円未満の世帯で、生計を同一にしている子どもの年齢が高い順に2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降については無料になります。

○ひとり親世帯等で、所得割課税額が77,101円未満の場合、2人目以降の子どもの保育料は無料になります。

【町外保育施設等を希望する保護者の方】

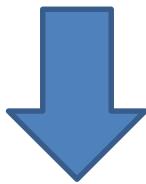
町外保育施設等を希望する場合は、希望する施設の保育内容や認可保育所であるかなどを確認したうえで、お問合せ先までご相談ください。保護者・児童の状況を確認し、当町と所在する市町村との協議により、受け入れ可能となれば利用できます。

2. 保育所等へ入所するには

【申し込みから入所決定までの流れ】



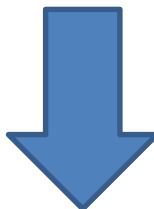
「保育所入所申込」
「教育・保育支給認定申請書」※
※新規申込者のみ



- 支給認定の認定審査
- 保育所等利用調整



- 支給認定の認定結果送付
※新規認定者のみ
- 入所可否通知送付



- 保育所等での入所説明会
※新規入所者のみ



- 保育所等へ入所
- 保育料等の決定

◇受付期間内に各申請書を提出してください。

受付期間：**令和7年10月1日(水)～10月31日(金)** ※土・日・祝日を除く

申込先：村田町役場子育て支援課（役場1階）

午前8時30分～午後5時15分

※現在村田保育所に入所中で継続して希望の方は村田保育所へ提出して下さい。ただし、あわせて下の兄弟を新規で入所申込する場合は、兄弟分一緒に子育て支援課へ提出して下さい。

※必要書類は8ページを参照の上、全て準備してから提出して下さい。

※申請時に記入内容を確認しますので、時間に余裕をもってお越し下さい。

※期日を過ぎて申込をされた場合は、当初申込児童の入所を決定した後に、空きがある場合に限り、入所を決定します。

◇支給認定の内容を審査し、世帯状況に応じた支給認定を行います

◇新規入所申込者のみ

◇保育所等の定員を超える申込があった場合は、利用調整を行います

◇利用調整：家庭で保育できない理由による選考基準（P10～12 参照）により、点数の高い順に入所を決定します。

◇支給認定証を交付します

◇新しく保育の必要性が認められた方に交付します。（新規申込者のみ）

◇保育所等の入所結果をお知らせします

◇**令和7年12月初旬頃（予定）**に「保育所入所承諾書」または「保育所入所保留通知書（待機）」にて結果をお知らせします。

※待機となった方は、定員に空きが出た時点で、改めて利用調整をおこない、入所者を決定します。

◇入所説明会

「保育所入所承諾書」にて入所が承諾された方のうち、初めて保育所等に通う方のみ対象です。

◇村田保育所（公立）

日時及び場所：令和8年2月7日（土）午前9時から 村田保育所

※対象となる方へ、後日ご案内を送付いたします。

◇私立保育所等

日時及び場所は、各保育所等から連絡があります。

◇入 所

4月1日から入所となります。

◇入所日より慣らし保育開始（6日間程度）※初めて入所されるお子さんのみ

※集団生活に入るお子さんにとって、生活環境の変化は、身体的・精神的に大きな負担となりますので、午前保育を6日間過ごしていただき、問題がなければ、その後は1日保育となります。

【提出書類について】

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設等入所申込書
- (2) 保育所入所実態調査票 ※両面記入
- (3) マイナンバー記入用紙 ※初めて申込をする方のみ
- (4) 保育ができない状況を確認する書類



保護者の状況		提出書類	該当者
就労	お勤めの方（会社員等） (産休・育児休暇中の方含む)	就労証明書 ※兄弟で同時申込の場合は、一部のみで構いません（一番上の子さんに添付して下さい）	父・母・同居の祖父 母・親族※別世帯でも 必要です (二世帯住宅も含みます)
	自営業・自営業専従者の方	就労証明書 及び 確定申告書(写し)等 <u>下記※(4)の提出書類についての③を 参照して下さい</u>	
疾病等	妊娠・出産	母子手帳の写し (出産予定日が分かるページ)	母
	疾病・障がい	診断書・障害者手帳等の写し	父・母
	親族の介護・看護等	診断書・障害者手帳等の写しなど	父・母 同居の祖父母・親族
求職活動		求職活動等申告書	父・母 同居の祖父母・親族
就学		在学証明書	父・母

- (5) その他 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し（保護者・児童・同居家族で所持している方）※保育料が減免になる場合があります

※(4)の提出書類について

- ① 同居している70歳未満の家族（祖父母等別世帯・二世帯も含む）の方も、児童を保育できないことを証明する書類の提出が必要になります。
- ② お子さんが現在、保育所に入所中の方で、今年度内に、就労先や勤務内容等の変更に伴い、「就労証明書」を添付して、変更届を提出された方についても、翌年度申込みとして、改めて「就労証明書」を提出して下さい。
- ③ 自営業、自営業専従者の方の添付書類について

「就労証明書」の他に、自営業の証明書類（写し）が必要です。

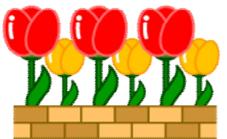
- ・直近の「確定申告書(写し)」、「営業許可証(写し)」、「開業届(写し)」、「登記簿謄本(写し)」等、自営業を証明するものいずれか1点の添付が必要です。

※上記のものが添付できない場合は、開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始したことが確認できるものを提出して下さい。

※自営業専従者の方は、事業主の最新の確定申告書（控）（事業専従者の内訳がわかるもの）を添付書類として提出してください。

【入所できる期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、保育の必要がある事由に該当する期間入所できます。ただし、保育の必要がある事由に該当しなくなった場合や、村田町以外に居住することになった場合は退所となります。



【村田町に転入予定の方の申込について】

現在、町外に在住の方であっても、入所を希望する月内に町内に転入予定のある方について、本町で申込を受け付けます。

◇申込要件

保育所入所希望月内に、住民登録を行う予定がある方

◇必要書類

申込に必要な書類に加えて、村田町に転入する予定であることが確認できる書類を添付して下さい。

(例) 「土地の売買契約書」、「新築工事請負契約書」、「賃貸借契約書」等の写し

【令和8年5月以降入所の申込受付について】

入所希望月の2か月前に受付を行います。受付期間は下記のとおりです。空き状況については、子育て支援課までお問合せ下さい。

入所希望月	受付開始日	申込締切日	入所可否通知送付
令和8年5月1日	3月 2日（月）	3月20日（金）	4月上旬
6月1日	4月 1日（水）	4月20日（月）	5月上旬
7月1日	5月 1日（金）	5月20日（水）	6月上旬
8月1日	6月 1日（月）	6月22日（月）	7月上旬
9月1日	7月 1日（水）	7月20日（月）	8月上旬
10月1日	8月 3日（月）	8月20日（木）	9月上旬
11月1日	9月 1日（火）	9月18日（金）	10月上旬
12月1日	10月 1日（木）	10月20日（火）	11月上旬
令和9年1月1日	11月 2日（月）	11月20日（金）	12月上旬
2月1日	12月 1日（火）	12月21日（月）	1月上旬
3月1日	1月 4日（月）	1月20日（水）	2月上旬

※入所開始日は、原則毎月1日からとなります

【入所審査基準について】

入所児童を決定する際は、申込内容を審査したうえで、保護者の状況を下記の基本点数表及び調整点数表により合計点を算出し、点数の高い世帯から優先的に入所を決定します。

定員を超えた場合で、合計点数が同一の場合は、“同一点数時の順位表”により入所者を決定します。

(基本点数表)

類型			基本点数	
外勤の場合	1日7時間以上（休憩時間を除く。 以下同じ）	月20日以上	10	
		16～19日	9	
		15日以下	8	
	1日6時間以上7時間未満	月20日以上	9	
		16～19日	8	
		15日以下	7	
	1日5時間以上6時間未満	月20日以上	8	
		16～19日	7	
		15日以下	6	
	1日4時間以上5時間未満	月20日以上	7	
		16～19日	6	
		15日以下	5	
	1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合		4	
	採用予定者（就労証明書提出有）の場合は上記基本点数より2減点する			
家庭外労働	自営業及び農業の場合	1日7時間以上	月20日以上	10
			16～19日	9
			15日以下	8
		1日6時間以上7時間未満	月20日以上	9
			16～19日	8
			15日以下	7
	本人・事業主	1日5時間以上6時間未満	月20日以上	8
			16～19日	7
			15日以下	6
		1日4時間以上5時間未満	月20日以上	7
			16～19日	6
			15日以下	5
		1日4時間未満（1月の就労時間が48時間以上の者）の場合		4
	協力者（専従者）	1日7時間以上	月20日以上	9
			16～19日	8
			15日以下	7
		1日6時間以上7時間未満	月20日以上	8
			16～19日	7
			15日以下	6
		1日5時間以上6時間未満	月20日以上	7

		協力者 (専従者)	16~19日	6	
			15日以下	5	
			月20日以上	5	
			16~19日	4	
			15日以下	3	
			1日4時間未満(1月の就労時間が48時間以上の者)の場合	2	
			事業主が配偶者又は同居者以外の場合	-3	
			※上記の者で事業所が自宅内にある場合	-1	
居宅内労働	内職	1日7時間以上	月20日以上	7	
			16~19日	6	
			15日以下	5	
		1日6時間以上7時間未満	月20日以上	6	
			16~19日	5	
			15日以下	4	
		1日5時間以上6時間未満	月20日以上	5	
			16~19日	4	
			15日以下	3	
		1日4時間以上5時間未満	月20日以上	4	
			16~19日	3	
			15日以下	2	
通学その他	保護者が大学・専門学校・職能訓練学校等に1日8時間・週5日以上通学(在学証明有)の場合			10	
	保護者が大学・専門学校・職能訓練学校等に1日8時間・週5日未満通学(在学証明有)の場合			8	
	求職中での場合(ハローワーク等の証明)(3か月を限度とする)			4	
保護者の健康状態	疾病 ・ 負傷	入院	疾病のための1か月以上入院の場合(入院予定者含む)	10	
		居宅 内	常時寝たきりで保育が困難と医師が判断した場合(1か月以上)	10	
			上記以外の一般療養で保育が困難と医師が判断した場合(1か月以上)	5	
	障 害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、養育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合			
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、養育手帳Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合			
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合			
介護 ・ 付添	入院	1か月以上にわたり入院している者の付添の場合			
	通院	長期にわたり週3日以上通院している者の付添の場合			
	施設等付添	週3以上	心身障がい者通園通学(通園証明有) 付添・介護(診断書有)の場合	7	
		週3未満		5	
	居宅内付添	寝たきり老人・心身障がい者(重度)等の常時介護・付添の場合			
		上記以外の介護・付添の場合			
出産	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産準備又は休養を要する場合			8	

(調整点数表)

		点数
世帯の状況	母子又は父子世帯の場合（死亡・離婚・別居・行方不明等（証明する書類要））	20
	家庭の災害の場合（火災・風水害等でその復旧にあたっている世帯）	10
	生活保護世帯の場合（生活保護法による被保護世帯）	5
	保育士等として勤務している又は勤務する予定の場合	5
	その他緊急の場合（要保護児童の観点から福祉的支援を要する場合等）	5
	保育料又は副食費を正当な理由なく滞納している場合	-5
	多子世帯の場合（就学前児童が3人以上の世帯）	3
	障がい児（者）のいる世帯の場合	3
	保育所等に入所を希望する兄弟姉妹が同時に入所ができる場合又は入所を希望する保育所等に兄弟姉妹が入所している場合	3
	その他町長が特に調整の必要があると認める場合	3

(同一点数時の順位表)

順位	保護者の状況等
1	保護者の月当たりの平均勤務時間がより長い場合
2	基本点数が高い順の場合
3	保育料算定年度の市町村民税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計額が低い世帯
4	待機期間が長い場合

(例) 基本点数 ⇒ 父：外勤1日9時間・月20日勤務… 10点
 母：外勤1日5時間・月16日勤務……… 7点
 調整点数 ⇒ 兄弟2人入所希望…………… 3点 } 合計点数20点

【待機児童となった場合】

定員に空きが出た時点で、改めて利用調整をおこない、入所者を決定します。

【申請書等の内容に変更があった場合】

入所申込時の家庭状況に変更が生じた場合は、「支給認定変更届」及び「保育所入所に係る変更届」の提出が必要になりますので、すみやかに子育て支援課へ提出してください。

- ① 保護者・児童の住所や氏名・連絡先等が変わった
 - ② 世帯構成に変更があった（転入・転出・結婚・離婚・別居等）
 - ③ 保護者・世帯員の仕事が決まった又は辞めた※
 - ④ 保護者・世帯員の仕事や勤務先で勤務時間又は就労日数が変わった※
 - ⑤ 妊娠が分かり、産前産後休暇の取得日が決まった
 - ⑥ 母の出産後、育児休業の取得期間が決まった（育児休暇中も継続してお子さんが入所希望の場合）※
 - ⑦ その他、申込書に記入した内容等に変更があった時
- ※③・④・⑥の場合は、就労証明書を添付して下さい
※⑤の場合は、出産予定日の分かる母子手帳の写しを添付して下さい



【育児休業中の在園児の継続利用について】

保護者が安心して職場復帰できる環境を整えるため、現在、お子さんが保育所に入所中で、下のお子さんの出産により、育児休業を取得する場合、下記要件を満たす方は、育児休業期間中も継続利用ができます。

- ◇要件：
 - ①産前休業開始前から、就労を理由にお子さんが保育所に入所していること
 - ②保護者が育児休業中も就労先の雇用契約が継続していて、出生したお子さんが満1歳になる時点で、育児休業終了後に、復職することが決まっている方
 - ③取得する育児休業が「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」その他法令に基づくものであること
- ◇利用できる期間：育児休業取得期間（原則、出産したお子さんの1歳の誕生日の月末まで）
※復職にあたり、出産したお子さんの保育所入所申込をした結果、入所保留（待機）となった場合は、最長で、出産したお子さんが1歳になる年の年度末まで延長できます。
- ◇その他：
 - ①出産したお子さんが1歳になる年度内に復職の意思がない場合は、継続利用できません。その場合は、産後休業が終了する月の月末で退所となります。
 - ②育児休業開始日までに、変更届と就労証明書を提出して下さい。
- ◇利用について：
 - ①「短時間認定」（8時～16時までの利用）となります。
 - ②延長保育、土曜日保育の利用はできません。



【保育所等一覧】

保育所

施設名		所在地	電話番号	受入開始月齢
		定 員	開所時間	
公立	村田保育所	村田町大字村田字北塩内14	0224-83-2406	10か月
		55人	月～土 7:15～18:15	

※提供する給食は、アレルギー除去食も対応しています。

家庭的保育事業所

施設名		所在地	電話番号	受入月齢
		定 員	開所時間	
私立	保育ルームぽっかぽか	村田町大字村田字町南28	0224-83-5372	6か月～2歳児
		3人	月～土 7:30～18:30	

※家庭的保育者の自宅などで家庭的な雰囲気で、少人数を対象にきめ細やかな保育を行います。

※給食の提供はありますが、アレルギー除去食には対応しかねる場合があります。その際には、弁当持参となります。

【ご不明な点は下記までお問合せ下さい】

村田町子育て支援課 ☎ 0224-83-6405

